

(別紙)

平成19年 3月23日付け付議第 1号事件
 平成19年 5月16日付け付議第 2号事件
 平成19年 7月11日付け付議第 3号事件
 平成19年 9月12日付け付議第 4号事件
 平成19年11月14日付け付議第22号事件
 平成19年12月12日付け付議第23号事件
 平成20年 3月12日付け付議第 3号事件
 平成20年 5月21日付け付議第 4号事件
 平成20年 7月 9日付け付議第 6号事件
 平成20年12月10日付け付議第 9号事件
 平成21年 2月 4日付け付議第 2号事件
 平成21年 6月10日付け付議第 5号事件
 平成21年11月26日付け付議第 6号事件
 平成21年11月26日付け付議第 7号事件
 平成22年 3月10日付け付議第 1号事件
 平成23年 3月 9日付け付議第 1号事件

準備書面(32)

平成23年 8月23日

電波監理審議会主任審理官 殿

〒104-0061

東京都中央区銀座6丁目5番13号JDB銀座ビル7階
ふじ合同法律事務所(送達場所)

電話番号 03-5568-1616

FAX 03-5568-1617

総務大臣代理人 弁護士 熊谷 明彦



指定職員

総務省総合通信基盤局電波部長

鈴木 茂樹



総務省総合通信基盤局電波部

電波環境課長

丹代 武



電波政策課課長補佐

後潟 浩一



電波環境課電波環境推進官

山下 敬介



電波環境課電波監視官

浦賀



総務大臣は、本準備書面において、異議申立人から提出された準備書面（13）に対して、以下のとおり主張する。

なお、略称等は、特に断らない限り従前の例による。

第1 「第1 本件の概要」について

1～4について、異論はない。5～8については、後記第2以下の主張と併せて反論する。

第2 「第2 周囲雑音の意味及びその測定の誤り」について

1 「1 異議申立人らの主張」について

申立人らは、周囲雑音とは、「必要信号(wanted signal)に重畳された、もしくは、結合している、明確に情報を伝達していないRF領域(高周波領域)の時間変動成分を伴う電磁現象」のことである旨主張しているが、これは「無線雑音」(乙第182号証参照)の定義であって、総務大臣の考える「周囲雑音」とは全く異なるものである。したがって、「無線雑音」と「周囲雑音」を同一視している申立人の主張は失当である。

すなわち、総務大臣の準備書面(29)の1(1ページ)で述べたとおり、「無線雑音」の概念は、受信を希望する特定の信号が存在する場合に使用され、かつ、この希望信号に重畳又は結合する可能性がある電波に限られる。これに対して、CISPR委員会が行った家屋周辺の電波測定(乙第4号証の91/101頁以降)では、特定の希望信号を想定していないため、用語「無線雑音」を使用することは不相当と考えられる。さらに、測定された電波の中から情報を含む通信・放送波を選び出し、明らかに情報を含まない無線雑音と区別することは実際的に不可能である。

このため、本件技術基準の策定の際には、IEC規格60050-161及びITU-R勧告V.573-4に記載されている「無線雑音」の定義を参考にして、PLC漏えい波と区別するために「周囲雑音」を定義した。

また、総務大臣の準備書面(29)の2(1ページ)で述べたとおり、答申(乙第4号証)の「周囲雑音」は、PLC漏えい波以外の電波(情報の有無にかかわらず)の総称である。

2 「2 「周囲雑音」の意味についての国の主張に対する反論」について

周囲雑音の考え方については、総務大臣の準備書面(14)の第2(1ページ以下)及び同準備書面(27)第4の2(3ページ以下)で述べたとおりであるが、審理の結果を踏まえ、必要な範囲で改めて述べる。

申立人らは「周囲雑音」に放送波や通信波が含まれない旨主張している。しかしながら、放送波(放送送信機由来の電波)や通信波(無線機由来の電波)は、それを利用する者にとっては雑音ではないが、それを利用していない者にとっては、その者の機器や装置、システムの性能を劣化させるおそれがある電波である。この観点から、総務大臣は、放送波や通信波も「周囲雑音」に含めている。

ただし、それは、PLC機器が満たすべき許容値を検討するにあたって想定した「周

「周囲雑音レベル」を放送波・通信波を含めた周囲雑音の実測値の最高値に基づいて決定するというのではない。例えば、乙第4号証97ページ図1によって「周囲雑音」と「周囲雑音レベル」の違いを説明するならば、各実測値は放送波・通信波も含めた「周囲雑音」を表しているが、28dB μ V/m付近から10dB μ V/m付近の間に引かれた茶色の太い線で示されているYRPにおける「周囲雑音レベル」は、その決定に当たって参照したYRPにおける実測値（図1中、桃色の線。なお、図1の記載のデータのうち、Kitamoto、Hitachi及びYRPの実測値のみを記載したグラフを乙第4号証95ページの図5に記載しており、YRPにおける実測値は赤色の線で示されている。）全体を考慮しながら、実測値の最高値よりも相当に低い水準の値をもって決められている。これは、汎用性のある技術基準を策定するためには、特定の周波数において突出して高い周囲雑音が存在したとしても、それを基準にするのではなく、測定された結果全体を総合的に勘案して周囲雑音レベルを決定することが合理的であるからである。したがって、2~30MHzの周波数帯におけるPLC機器の電源端子電流許容値は、この「周囲雑音レベル」から導かれた「周囲雑音の代表値」（本件については、周波数帯2~15MHzで28dB μ V/m、15~30MHzで18dB μ V/m）を参照して検討されている（総務大臣がこの考え方を採用していることは、乙第4号証96ページ「PLC公開実験に基づく許容値の見直し」中「<実測結果に基づく許容値の見直し>」により明らかである。）。

要約すると、総務大臣は、PLC設備から漏えいする電波の強度を離隔距離において周囲雑音レベル程度以下に制限することを基本方針として技術基準を定めたが、その際参照した周囲雑音レベルは、申立人が参照する周囲雑音の実測値の最高値でなく、それよりも相当に低い、合理的な水準として採用された値である。したがって、国の「周囲雑音」の意味に基づく各種短波帯通信が保護されないとする申立人の反論は明らかに失当である。

なお、「周囲雑音レベル」の決定方法については、総務大臣の準備書面（30）の第2（8ページ）で述べたとおりである。

3 「3 国の主張の矛盾」について

「周囲雑音」と「周囲雑音レベル」の違いについては、総務大臣の準備書面（14）の第2（1ページ以下）及び同準備書面（27）第4の2（3ページ以下）で述べたとおりであるが、審理の結果を踏まえ、必要な範囲で改めて述べる。

申立人らは、「国もPLC技術基準を策定する際には、申立人らによる周囲雑音の定義を使用したのである（ただし、その採用された周囲雑音値が高すぎるものが問題である）。国の主張は、あまりにも矛盾した主張であり、ごまかし以外のなにものでもない。」と主張しているが、これは、実環境で測定した「周囲雑音」の測定結果と本件技術基準を策定するために採用された「周囲雑音レベル」を混同していることに起因していると思われる。

前者は、現実には、放送波・通信波や、電気・電子機器由来の電波や自然界に存在する電波などが重なって到来する状態で測定した結果であるから、およそ放送波・通信波のみを除外した周囲雑音を測定することが困難であることは自明である。総務大臣の考える「周囲雑音」とは、このような実環境における到来波の総体を念頭に置いた

ものである。

他方、後者は、そのような現実の周囲雑音の測定結果を踏まえ、上記2で述べたとおりの考察を加えた結果、合理的な水準として採用されたものであるから、実環境で現実に測定される「周囲雑音」の最高値とは、自ずから異なることもまた明らかである。

4 「4 国の測定の問題」について

(1)、(3)、(4)について、異論はない。(2)、(5)については、以下のとおり反論する。

申立人らは、「実際の技術基準では、2MHz～15MHz では 28dB μ V/m、15MHz～30MHz では 18dB μ V/m が採用され、ITU-R 勧告は無視された。」と主張しているが、次に示すとおり、技術基準の策定に当たっては ITU-R 勧告の人工雑音レベルも参考にしている。

総務大臣の準備書面(12)第1の3(1)ウ(ア)(10及び11ページ)で述べたとおり、周囲雑音レベルを検討するに当たっては、わが国において本件 PLC 機器を使用する代表的な環境を3つ考え、商業環境、住宅環境及び田園環境とした。商業環境はいわゆるビジネス街を、住宅環境は住宅地を、田園環境は農村地域を想定している。

このうち、人口が多い住宅環境についてまず参照したのは国際電気通信連合(ITU)の勧告「ITU-R P.372-8」における住宅環境の値であるが、この勧告における住宅環境とは、2000m²に1軒以上の住宅がある環境を想定しており、また、現在のように電波を発生させる電気・電子機器が多くない1970年代に米国で測定された値を基に規定されたものであることから、わが国の住宅環境からは乖離していると思われる。そこで、わが国における典型的な住宅地における周囲雑音値を3か所(及び、それと比較検討するための測定を他に2か所)において測定し、その中で住宅環境としては周囲雑音が高いと考えられる測定値をもって目安とする周囲雑音レベルとすることとした(乙第4号証16/101ページ。周囲雑音の測定結果は乙第4号証96/101ページ以下。)

なお、住宅環境の周囲雑音の測定結果を基に修正した技術基準を満たすPLC機器の漏えい電波が、商業環境、田園環境においても周囲雑音レベル以下になると推量されることは、乙第4号証98/101ページの(a)～(d)に示されているとおりである。

5 「5 異議申立人土屋氏による周囲雑音の実測」について

異議申立人土屋氏による周囲雑音の実測が信用性に乏しいことについては、総務大臣の準備書面(11)の第3(4ページ以下)、同準備書面(18)の第1の5及び6(2、3ページ)及び同準備書面(27)の第6(3)(8及び9ページ)で述べ、求釈明するなどしたとおりであるが、審理の結果を踏まえ、必要な範囲で改めて主張する。

土屋氏の陳述書(甲第170号証)11ページの図2で示される測定系については同証拠9ページにより、アンテナ係数(アンテナファクタとも云う)が2MHzから30MHz

までの間において-6dB 一定であるとしているが、純粋なループアンテナではない DX-One Pro について、どのようにアンテナ係数を校正したのか、その校正法が不明である。アンテナ係数が厳密な校正によって正確に決定されていなければ、電界強度の測定値は全く信用できず、したがって周囲雑音に関する「国の測定結果の値が高すぎる」とする土屋氏の主張は明らかに失当である。

なお、このアンテナは、舟木鑑定人による測定結果の反証として土屋氏が行った測定（甲第201号証）でも使用されているが、総務大臣の準備書面（30）第1の2で詳述したように、このアンテナを用いた電界強度の測定値を信用することはできない。

さらに、測定結果について、測定数値そのものを全く示すことなく、不可逆な（すなわち、提示されたデータのみからは、元の測定結果が求められない）数値処理をした後の結果のみを提示している。これでは、数値処理の妥当性を確認することができず、提出した結果の当否を客観的に評価することができない。

これらの点が明らかでない以上、申立人土屋氏が甲第170号証その他で述べている周囲雑音及び PLC 機器からの漏えい電波の電界強度の測定値について、その妥当性を判断することすらできない。

したがって、その信用性は極めて乏しいと言わざるを得ない。

6 「6 無線局等の受信機感度相当の信号波電界強度と周囲雑音の比較」について

(1) について、異論はない。(2) については、以下のとおり反論する。

本件技術基準の作成当時、高速電力線搬送通信に関する研究会は、無線局等の受信機感度相当の信号波電界強度等と周囲雑音を比較し、「周囲雑音は一般の無線局の感度レベルと同程度か、それより高くなることもあると考えられる。また、短波放送、電波天文、アマチュア無線局の受信設備の感度レベルよりは、周囲雑音が相当高いことが分かる。したがって、周囲雑音によって多くの無線設備の受信性能が制限されていることが解る」（乙第5号証10ページ）と結論付けている。

これに対し、申立人らは、「上記報告書で比較の対象とされている周囲雑音は、ITU-R の値である（田園環境 3~6、商業環境 12）。本件 PLC の技術基準の前提として採用された 28 とか 18 とかいう高い値ではない」とし、「（乙第5号証の結論には、）明らかな論理の飛躍がある。」と主張しているが、次に示すとおり、乙第5号証10ページで示されている結論は妥当であるから、これに反する申立人らの主張は失当である。

乙第5号証10ページで示されているのは、無線局の受信機感度相当の信号波電界強度よりも ITU-R 勧告の田園環境の周囲雑音（0~10dB μ V/m）が高いため、周囲雑音によって多くの無線設備の受信性能が制限されているということである。そうすると、比較的雑音の少ない田園環境の周囲雑音でも、無線設備の受信性能が制限されるのであるから、それより雑音の多い、申立人らが本件技術基準の前提として採用されたと主張する住宅環境（18~28dB μ V/m）では、当然、周囲雑音によって多くの無線設備の受信性能が制限される。

また、申立人らは、「周囲雑音によって無線設備の受信性能が制限されることがあったとしても、それは、一部の周波数が制限されるだけであり、周波数を変更すれば

解決可能なことが多い。しかし、本件 PLC は、2MHz～30MHz という広帯域についてまるごと電波を漏えいするのであり、周波数を変更することによっては、解決が不可能である」と主張しているが、総務大臣の準備書面（21）の第1（1及び2ページ）で述べたとおり、解決可能である。すなわち、総務大臣は、統一的な測定要領を定め（乙第94号証）、それに従って得られた結果及び全データを証拠として提出している（乙第95号証、同第96号証、同第98号証ないし乙第103号証、乙第108号証ないし乙第111号証）。これらの測定結果を見ると、いくつかのグラフで PLC 機器動作時の電界強度が周囲雑音の電界強度を上回る周波数帯域が存在するものの、家屋の一部の方向において、特定の通信システムを使用したときに、特定の周波数帯域においてそのような部分が存在するにすぎず、それ以外の方向、通信システム及び測定周波数帯域では、PLC 機器からの漏えい電波は周囲雑音レベル以下となっている。したがって、万一、家屋の一部の方向において、特定の通信接続を使用したときに、特定の周波数帯域で PLC 機器からの漏えい電波が周囲雑音より大きくなっていることにより、無線設備の機能に継続的かつ重大な障害を与えたとしても、配線・使用システムや周波数の調整等によって、十分に対処することが可能であると考えられる。

7 「7 小括」について

1～6で述べたとおり、申立人らの主張には数多くの問題があり、その信用性は極めて乏しいと言わざるを得ない。

よって、これらの主張から、「本件 PLC が 2MHz～30MHz までの広帯域に漏えい電波を発するという性質から、他の無線利用に対して、継続的かつ重大な妨害を生じさせ、他の無線利用と共存できないものとなっている」と結論付けることは到底できないことは論を待たない。

第3 「第3 PLCモデムから発生するコモンモード電流を規制すればよいとするものの誤り」について

1 「1 本件技術基準の考え方」について

第1、2段落については、後記第3の2以下で併せて反論する。第3～5段落について、異論はない。

2 「2 本件技術基準の考え方の誤り—結論」について

第1の、「比較の対象としている周囲雑音レベルが高すぎる」という点については、上記第2で反論したとおりである。

第2の、「コモンモード電流許容値の策定方法自体に問題があり、許容値は過大に（甘く）設定されている」という点については、後記第3の3で併せて反論する。

また、第3の、「コモンモード電流許容値を満たしているかどうかの測定方法にも誤りがある」という点については、後記第3の4で併せて反論する。

よって、これらの主張から、異議申立人が第5段落で述べているように、「本件 PLC の技術基準が誤りである」と結論付けることはできない。

3 「3 コモンモード電流の許容値の策定方法の誤り」について

申立人らは、主として北川氏の陳述書（甲第180号証）及び尋問結果を基に、本件技術基準の誤りである旨主張している。

これに対する反論は、総務大臣の準備書面（21）の第5の2（8及び9ページ）及び同準備書面（27）の第6（2）（8ページ）で述べ、求釈明するなどしたとおりであるが、審理の結果を踏まえ、必要な範囲で改めて述べる。

北川氏は、同人の陳述書の19ページ以下で、高速電力線搬送通信に関する研究会では、フォールデッドダイポールからの漏えい電波を過小評価していると述べている。しかし、北川氏は、同研究会がフォールデッドダイポール効果の発生を見落としした可能性を指摘しているに止まり、その発生頻度については一切明らかにしていない。

確かに北川氏が述べたとおり、フォールデッドダイポール効果が発生する場合もあり得るが、それは共振条件によることから非常に限られたケースであると考えられる。仮にこの効果が発生する頻度が高いとすれば、PLC機器からの漏えい電波による受信障害が多発しているはずであるが、総務大臣の準備書面（27）の第5（7ページ）で述べたとおり、PLC機器からの漏えい電波が原因でアマチュア無線に障害が発生したものはない。よって、北川氏が陳述で述べた理論は、本件技術基準の妥当性を判断する際に考慮する必要はないと考えられる。

また、申立人らは「設定されたコモンモード電流許容値は、過大設定である」と結論づけているが、総務大臣の準備書面（26）の6（4）（9及び10ページ）で述べたとおり、本件技術基準は、PLC機器が無線設備に対して障害を与える可能性をあらかじめ低減させる観点から、いわば予防措置として定められたものであり、その有効性は受信障害が報告されていないことから実証されているのであるから、申立人らの主張は失当である。

なお、舟木鑑定人による鑑定（「広帯域電力線搬送通信設備の漏えい電波の電界強度等の測定に関する鑑定報告書」（平成23年2月21日付け大阪大学教授舟木剛氏作成））でも、総務大臣の準備書面（26）の6（4）（9及び10ページ）で述べたとおり、多数のPLC利用環境において、隣家の無線利用への継続的かつ重大な障害が発生することを示す測定結果は得られなかったのであるから、かかる観点からみても、申立人らの主張は失当である。

4 「4 コモンモード電流許容値の測定方法の誤り」について

申立人らは、上記3と同様、主として北川氏の陳述書（甲第180号証）及び尋問結果を基に、コモンモード電流の許容値の測定方法の誤りである旨主張している。

北川氏の陳述書及び尋問結果で述べた内容は多岐にわたり、いずれも本件技術基準の合理性を学術的見地から否定しようとするものであるが、上記第3の3で述べたとおり、北川氏の理論が正しく、かつ、北川氏の想定するような場合が頻発するのであれば、PLC機器からの漏えい電波による受信障害が多発して然るべきであるが、現実にはそのような事態にはなっていない。

したがって、北川氏が陳述書及び尋問結果によって本件技術基準の合理性を否定す

る論拠は、純学術的な当否は置くとして、少なくとも本件技術基準の合理性を否定する論拠にはなり得ない。

5 「6 C I S P R規格への準拠の誤り」について

申立人らは、上記3及び4と同様に、北川氏の陳述書（甲第180号証）及び尋問結果を基に、C I S P R規格への準拠が誤りである旨主張している。

しかし、北川氏が陳述書及び尋問結果による本件技術基準の合理性を否定する論拠は、上記第3の3及び4で述べたとおり、純学術的な当否は置くとして、少なくとも本件技術基準の合理性を否定する論拠にはなり得ない。

第4 「第4 実測結果も異議申立人の主張を裏付けている」について

1 「1 青山参考人（及び異議申立人草野）の実験」について

青山氏が同人の陳述書及び尋問結果において述べた実験が信用性に乏しいことについては、総務大臣の準備書面（21）第5の1（7ページ）、同準備書面（27）第6（1）（7ページ）等で述べたとおりであるが、審理の結果を踏まえ、必要な範囲で改めて述べる。

青山氏が同人の陳述書及び尋問結果において述べた千葉県成田市における実験（甲第154号証）について、5-1に示す実験結果は、電界強度が相対的にしか示されておらず、絶対値で示されていない。したがって、P L C機器無接続状態に比べP L C機器接続状態の電界強度が高くなっていても、微小な差が拡大されて表示されているだけかもしれない、実際にどの程度高いのかが分からない。

また、この実験では、同一実験であるにもかかわらず甲第154号証と甲第156号証で受信アンテナの高さとエレメントが異なっている上、測定された周波数ごとにどのアンテナを用いて測定したのか不明である。

他に、総務省の実験では20回以上の測定を行った平均値をもって電界値としているのに対し、この実験は1回きりの測定データしか示されておらず、他に何回測定したかも不明である。

さらに、照明器具や家電機器のON/OFF（除去を含む。）の状況等、P L C機器以外に受信状況を悪化させる要因の有無も不明である。

これらのことが明らかでない以上、申立人青山氏が甲第160号証その他で陳述している千葉県成田市におけるP L C機器からの漏えい電波のアマチュア無線への影響に関する実験の結果について、その妥当性を判断することができない。

したがって、その信用性は極めて乏しいと言わざるを得ない。

同じ実験の6の商業放送に関する実験結果について、短波放送の受信については、総務大臣の準備書面（27）の第2（1及び2ページ）等で述べたとおり、短波放送の受信者の申立適格は否定されるべきものであると考えるので、本審理において取り上げる必要はないと考えるが、参考までに実験の不備について指摘する。

電界強度が相対的にしか示されていない点及びP L C以外に受信状況を悪化させる要因が不明である点については、先に述べた5-1に示す実験結果と同様である。さらに、この実験では、受信障害が発生したとする商業放送が、そもそも日本向け

に発信されたものであるか否かも不明である。

千葉県佐倉市における実験(甲第149号証)及び群馬県北軽井沢における実験(甲第159号証)について、短波放送の受信者の申立適格及び実験結果の不備については、千葉県成田市における実験の6について述べたとおりである。さらに、これらの実験では、視聴結果のみで周囲雑音及びPLC通信時の電界強度が不明で、定量的な評価ができない。

2 「2 土屋参考人の実験」について

土屋氏が同人の陳述書及び尋問結果において述べた実験結果が信用性に乏しいことについては、上記第2の5で述べたとおりである。

3 「3 北川参考人の実験」について

北川氏が同人の陳述書及び尋問結果において述べた甲第52号証他の実験については、総務大臣の準備書面(5)のⅡ第2(23及び24ページ)等で述べたとおりであるが、審理の結果を踏まえ、必要な範囲で改めて述べる。

甲第52号証の失当な点は多々あるところ、差し当たり、同証拠6ページの「4 まとめ」に掲げられている結論的な箇条書き部分について例示すれば、以下のことが挙げられ、同人の他の実験についても、同様のことが当てはまる。

- ・ 「コモンモード電流が許容値を満たしていても漏洩電界は周囲雑音を30dB以上も上回る」とされている。しかし、その論拠となっている測定結果のうち、本件審理の対象となっているBL-PA100について見てみると(3ページ左段下から16行目以下)、「8MHzではコモンモード電流は-8dB μ Aであり、許容値を28dB下回っているにもかかわらず、漏洩電界は想定値を5dB上回っている」とあるが、4ページ図6を見ると、このコモンモード電流値は、PLC機器が信号伝送を行っていない時間帯で、PLC信号から配線網の不均衡部分により変換されるコモンモード電流が小さい瞬間の測定値と推測され、論拠としては不適切である。PLC機器を含む測定系の設定や操作が誤っているのではないと思われる。
- ・ 「コモンモード電流と漏洩電界の間には因果関係が認められない」とあるが、そもそも上記のとおり誤った測定結果による結論であることに加え、定在波であるコモンモード電流の値は測定点に依存することから、甲第52号証の著者らが行った測定によるコモンモード電流値と漏えい電界との間に相関が認められなくても不思議ではない。
- ・ 「コンセントのLCLが高くても許容値を15dB以上超えるコモンモード電流が流れることがある」とあるが、本文のいずれのデータから導いた結論なのか、不明である。

「LCLと漏洩電界の間には因果関係は認められない」とあるが、そもそも、情報通信審議会等においては、「コンセントによるコモンモード電流や漏洩電界の違いは(略)コンセントのLCLによって説明されるはず」(5ページ左段下から4行目以下)などとしてはいない。コンセントに流入するコモンモード電流は、コンセントのLCLのみならず、コモンモード及びディファレンシャルモ

ードの入ラインピーダンスに依存する。したがって、甲第52号証の著者らの「因果関係が認められない」旨は当然のことで、測定を実施するまでもない。「モデムから注入したコモンモード電流を20dB以上上回るコモンモード電流が屋内配線を流れることがある」とあるが、コモンモード電流は屋内配線の不平衡なところで発生すること、また、先に述べたとおり、定在波であるコモンモード電流について、モデム出力端のコモンモード電流より大きな電流が線路上に存在することは何ら不思議ではない。

また、上記第3の4で述べたとおり、北川氏が陳述書及び尋問結果によって本件技術基準の合理性を否定する論拠は、純学術的な当否は置くとして、少なくとも本件技術基準の合理性を否定する論拠にはなり得ない。

4 「4 杉浦参考人も、短波放送が聞こえなくなるのはPLCの影響であることを認めた」について

短波放送の受信については、総務大臣の準備書面(27)の第2(1及び2ページ)で述べたとおり、短波放送の受信者の申立適格は否定されるべきものであると考える。

また、青山氏の実験の不備については、上記第4の1で述べたとおり。

第5 まとめ

以上述べたとおり、異議申立人の主張には、数多くの問題があり、「本件PLCの技術基準は、理論的に、他の無線利用に継続的に重大な障害を生じさせるもの」であるとも、「これに基づいて市販されたPLC機器を使用した実験を行っても、現に、他の無線利用に継続的に重大な障害を生じさせている」とも結論付けることはできない。

なお、本件異議申立ては、平成19年3月23日に付議されてから既に4年が経過し、鑑定人による実地測定も行われ、既に十分に審理が尽くされたと思われる。したがって、主任審理官には本審理の速やかな終結の上、本件各異議申立をいずれも棄却するとの決議案を議決されるよう求める次第である。